

飛驒市子ども・子育て会議条例

平成25年10月2日

条例第33号

(設置)

第1条 子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、飛驒市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市民児童課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年飛驒市条例第53号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略